

別添2 報酬額算定の先行事例

議員の活動日数等をもとに議員報酬額を算定した先行事例の検討内容を次に示す。

1 会津若松市議会（平成22年12月2日「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告から引用）

議員報酬については、議員活動という役務に対する対価ということを基本に考えていくことが必要であり、役務の内容は定性（A、B、C、X領域）及び定量（1,480時間、185日）の2面で明らかにしたところである。しかしながら、それだけでは、議員報酬額モデル額は試算や算定はできない。そこで援用したのが、①原価（積算）方式（日当制・全国町村議会議長会検討案による方法）、②比較方式（類似団体等との比較）及び③収益方式の考え方である。

日当制について

- ・ 矢祭町議会の日当は、①課長職の平均人件費を算出し、そこに、②議員は非常勤という前提で70%を乗じているが、一方、本市は、①部長制であること、②議員活動モデルではむしろ常勤的な活動量であることから70%は乗じない、という考え方で、適宜修正したうえで試算することを確認した。

※ 矢祭町議会日当 = $\frac{\text{課長職平均人件費}}{\text{職員活動日数 (243日 - 7日)}} \times 70\%$



取得有給休暇
非常勤の特別職
としての考えによる減率

本市議会日当相当額 = $\frac{\text{部長職平均人件費}}{\text{年間勤務日数 (243日)}}$

- ・ 日当制による試算においては、会津若松市議会日当制修正モデルとして、上記の式により求めた「日当相当額」に活動換算日数モデルを乗じることにより試算することを確認した。
- ・ また、公選職という議員の身分を考えたときに、議員報酬の基礎を市長の補助職員（部長）に求めることは妥当か疑問であるという意見があり、議員報酬の基礎は同じ公選職である市長の給料月額を基礎とする方が説明力に優れるため、当該日当制モデルは、この時点で、説明能力が劣ることを確認した。

全国町村議会議長会検討案について

- ・ 議員報酬を求める場合、同じ公選職である市長の給料月額を基礎として求めることは妥当である。その中で、特別職とはいえ副市長や教育長は、広義の市長の補助職員とでもいうべきものであり、当該副市長や教育長の特別職の給与をもとにすることは妥当でないことを確認した。
- ・ 議長及び副議長の議員報酬の考え方については、議員活動の積み上げよりも、職務の格差が議員報酬に現れていると考えられることから、現在の議員報酬の格差により試算することを確認した。

- 本市議会日当制修正方式と全国町村議会議長会検討案を比較したとき、両方式とも議員活動にもとづいて試算している点では実証性があるが、議員報酬基礎を同じ公選職である市長に求めている点で、全国町村議会議長会検討案の方が相対的に理論的であることを確認した。

職務権限について

- 市長と議員は、選挙で選ばれる同じ公選職であるが、二元代表制の下で対等なのは市長と議会であって、議会の構成員である議員と市長とが対等ではないため、両者の間には権限と責任において違いがあるとの共通認識に至った。
- 議員と市長の権限と責任について考慮すれば、前述のとおり、市長と議会は役割・権限の違いはあるものの機能的には対等の立場であり、同等の権限となりえるが、議会の構成員たる議員と市長とを比較すれば、その権限と責任には差があるとの共通認識に至った。

以上より、市長給料と議員報酬には、量的な差（職務活動の差）と質的な差（職務権限の差）というものが考えられ、それを式で表すとすれば次のとおりになることを確認した。

$$\boxed{\text{議員報酬}} = \text{市長給料月額} \times \boxed{185 \text{ 日} / 345 \text{ 日}} \times \boxed{\text{議員権限} / \text{市長権限}}$$

↓

↓

(量的な差)
(質的な差)

質的な差については、数値化することは困難であるが、議員と市長との相違を踏まえれば、比率として「1」は超えないはずであり、議員報酬試算額（全国町村議会議長会検討案による額）は、上限としての額としての性質を有するのではないかと、との共通認識に至った。

比較方式について

- 旧自治省通達による特別職報酬等審議会による議員報酬の検討フレームは、類似団体における各議会・議員の活動実態の差を補正したうえでの活用が必要と考えられるが、そのような補正なしに各団体の絶対値との比較などは、比較方式としての妥当性が懸念されることを確認した。
- 今般の比較方式の活用にあたっては、類似団体の一部の議員活動量を調査し、議員報酬との関係で指数化を行い、一定の補正を行ったうえで比較を行ったが、議員活動全体を把握したものではないこと、類似団体のそれぞれを取り巻く環境など諸条件が異なることなどから、そのような中で試算されたモデル額は、実証性や理論的な点で、説明能力は低いことを確認した。

収益方式について

- 収益方式は、市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を考えることであり、理論的には最も説明責任を果たしえる方式である。しかし、現時点では、この市政への貢献度を指数化することは困難であることから、当該方式を直接的に援用して議員報酬を試算することができなかったが、収益方式の考え方は大変重要であり、議員報酬の検討にあたっては、その考え方を可能な限り参酌していくことを確認した。

まとめ

議員報酬について検討をしてきたが、議員報酬については、「報酬」という「一定の役務の対価として与えられる反対給付」という性格から、いわゆる生活給ではないとされている。一方で、本市議会における議員活動、いわゆる議員の職務の内容や量的なものを考えると、本市議会における議員活動は、常勤的なものといえるものであり、それに対する議員報酬は、生活給的な性格が強いと考えられるものである。換言すれば、量質ともに常勤的な活動水準であれば、生活給としての保障が必要ということがいえる。

本委員会では、議員報酬のこのような性格を考慮しながら、議員活動を把握し、それに対する対価としての議員報酬を①積算方式、②比較方式により試算した。その結果は、次のとおりである。

試算方式		職名	試算年額（円）	試算月額（円）	試算期末手当（円）
積算方式	日当制修正方式	議員	7,585,000	475,960	1,873,370
	全国町村議会検討案	議員	8,609,900	540,280	2,126,540
比較方式		議員	9,428,215	591,620	2,328,610
現在の議員報酬		議員	年額（円）	月額（円）	期末手当（円）
			7,665,216	481,000	1,893,216

委員会では、積算方式における検討において、会津若松市議会日当制修正方式及び全国町村議会議長会検討案による試算を行い、その中では、実証面及び理論面で相対的に説明力が優れるのは、全国町村議会議長会検討案と判断した。

また、議員と市長とは公選職という立場は同じであるが、二代表制の下で対等なのは市長と議会であって、市長と議員が対等ではないため、市長と議員とを比較すれば、その権限と責任には差があるといえる。

以上を踏まえ、議員報酬と市長給料については、量的な差（職務活動の差）と質的な差（職務権限の差）というものが考えられるところから、全国町村議会議長会検討案による試算結果の860万円は議員報酬の上限であることを確認した。

また、比較方式による議員報酬試算額は、類似団体における議会・議員の活動実態などの差を補正しない中での絶対額の比較や単純平均値の採用などでは比較方式として妥当性に欠けることから、類似団体の一部ではあるが、議員の活動状況を調査し、その差を補正したうえで適正な補正を行うために一定の指数化を試みた。

しかしながら、今回の調査は議員活動の一部を捉えたものであり、議員活動全体を把握したものではないこと、さらに類似団体においては、それぞれの団体における議会を取り巻く環境も異なることなどから、議員報酬を適正に比較する諸条件は揃わないことになる。

その点では、今般の比較方式による試算には一定の限界があり、実証面、理論面の両面でその説明能力は低いことを確認した。

また、収益方式については、今回議員報酬試算への援用を行っていないが、これは議員活動による市政への貢献度を評価し、その指数化等を行うことは現時点では困難であったためである。そのため、議員活動をもとにした積算方式・比較方式により試算したが、収益方式のこの考え方は大変重要であり、今後議員報酬の検討に当たっては、その考え方を参酌してきたところである。

以上から、会津若松市議会議員の議員報酬を考える場合においては、積算方式（全国町村議会議長会検討案）による試算が、相対的には、理論的で実証性に優れているとの結論に至り、この積算方式による議員報酬試算額を重視して、議員報酬モデルを860万円（上限）とするに至ったところである。

なお、議員報酬については、今後、議会活動、議員活動、政務調査費及び議員定数を含めた議会全体のあり方や全体最適性を見極めていく中で算定していくものである。また、その際には、社会経済情勢や財政状況など諸要因にも配慮しながら進めていくものとする。

議員報酬モデル修正

議員活動換算日数モデル

議員活動換算日数モデルについては、市民との意見交換会において「モデルは、議員活動の現状と比較して妥当性はあるのか。最低限の活動というが裏づけのある数字なのか。」という疑問が示されたところである。

そのため、当委員会の委員有志により議員活動実態を調査し、その上で、再度、議員活動換算日数モデルを精査・検証してきたところである。その結果、

「議員活動換算日数修正モデル：1，354時間＝169日」となったものである。

議員報酬モデルの検討

委員会では、議員報酬は議員活動の対価であることを基本に検討してきた。その中で、議員報酬を考える方式として①原価方式（矢祭町議会日当制を参考とした会津若松市議会日当制修正方式、全国町村議会議長会検討案方式）、②比較方式（県内や類似団体等との比較）、③収益方式の三つの考え方を参考に検討してきた。

その結果、同じ公選職である長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を求め、長の給料月額に乗じることにより議員報酬モデル額を算定する方式（全国町村議会議長会検討案方式）が、実証面及び理論面の両面において、他の方式よりは相対的に説明能力に優れていると判断してきた。

平成21年10月の中間報告では、その結果「議員活動換算日数モデル：1，480時間＝185日」、「議員報酬モデル：860万円（上限）」と示してきたところであるが、今回、議員活動換算日数モデルを「1，354時間＝169日」と修正したことに伴い、議員報酬モデルについても修正が必要となったところである。

議員報酬モデルの修正

修正した議員活動換算日数モデルに基づいて議員報酬モデルを算定した結果は、次のとおりである。

試算議員報酬月額(円)＝市長給料月額(円)×(議員活動換算日数モデル/市長職務遂行日数)
 494,000(円)≒1,008,000(円)×(169日 / 345日)

試算年額(円)	試算議員報酬月額(円)	試算期末手当(円)
7,706,400	494,000	1,778,400

[参考：現在の議員報酬額]

年額(円)	議員報酬月額(円)	期末手当(円)
7,503,600	481,000	1,731,600

協議内容

議員報酬は、議員活動の対価であることを基本に、本市議会における議員報酬モデルを設定することとしている。今回、議員活動換算日数モデルを修正したことに伴い、議員報酬モデルも修正が必要となり、その協議検討をした。その際の主な論点は、次のとおりである。

議員報酬モデルの修正

- 議員報酬モデルを求める際の方式としては、
 - ①原価方式（矢祭町議会日当制を参考とした会津若松市議会日当制修正方式、全国町村議会議長会検討案方式）、
 - ②比較方式（県内や類似団体等との比較）、
 - ③収益方式
 の三つの考え方があるが、その中の全国町村議会議長会検討案方式が実証性と理論的であると判断してきたところであり、当該方式により議員報酬モデルを修正すべきことを確認した。

まとめ

以上、議員報酬は、議員活動（役務の提供）に対する対価であることから、議員活動換算日数モデルを求め、それに対する議員報酬を試算することとした。今回、議員活動換算日数モデルを修正したことに伴い、議員報酬モデルを修正する必要が出てきた。その結果、修正した議員報酬モデルは、次のとおりである。

[修正モデル：770万円（上限）]

試算年額(円)	試算議員報酬月額(円)	試算期末手当(円)
7,706,400	494,000	1,778,400



[議員報酬モデル：860万円（上限）]

試算年額(円)	試算議員報酬月額(円)	試算期末手当(円)
8,609,900	540,280	2,126,540

2 北海道福島町（平成22年12月「議員定数と議員歳費に関する答申」から引用）

議員の議会活動日数の整理

議員の議会活動日数について、本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事、出張で表（おもて）に現れるものと（表1）、本会議における一般質問や議案の調査や住民接触等の表（おもて）に現れない活動内容（表2及び表4）を確認し、福島町議会の標準とすべき役職別の活動日数を表3のとおり整理しました。

○表1 ^{おもて}表に現れる議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議長	副議長	議員
① 本会議、特別委員会、全員協議会、議会報告会	31	31	31
② 常任委員会、議会運営委員会	51	39	26
③ 各種行事への出席、行政視察受け入れ	41	25	11
④ 議長・副議長の出張	40	9	—
計	163	104	68

○表2 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議長	副議長	議員
① 本会議に付随する活動	22	38	38
② 常任委員会等に付随する活動	25	25	25
③ 政務調査の活動	8	8	8
④ 住民接触等	24	24	24
⑤ 議長用務	29	—	—
計	108	95	95

○表3 標準とすべき議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議長	副議長	議員
① 表（おもて）に現れる議員の議会活動日数	163	104	68
② 表（おもて）に現れない議員の議会活動日数	108	95	95
計	271	199	163

○表4 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動の内容等（略）

(1) 検討手順

議員歳費の標準率（額）・歳費額を決めるための算定方式として、A. 全国町村議会議長会検討方式、B. 類似団体比較方式、C. 町職員平均給与比較方式による仮の標準率・歳費月額等を確認しました。これにAの方式を改良した3つの方式に「現行」と「元に戻す（12人で12人分の歳費を賄う）」を加えた、8つの算定方式案につい

て、歳費を決めるために整理した5つの原則に即しているかをそれぞれ確認しました。この確認により、原則に即していると考えられる上位3方式に絞り、それぞれについて課題・問題点とその対応を整理して調査検討を行いました。

(2) 現行歳費の整理

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、平成17年3月に設置した「議会活動に関する調査特別委員会」における、議員定数に関する多数意見「12人（10人分の歳費で賄う）」に基づいています。その結果、平成21年7月1日現在の福島町の議員歳費は管内や全道平均の報酬と比べて低いものとなっています。当諮問会議が行った議員との意見交換においても、10人分の歳費で12人分を賄うこととした経緯を踏まえて考えるべき、また、歳費がどのようになるにしても人数で割り返すようなことではなく、人数に応じた歳費にすべきとの意見がありました。現行方式を決定した当時の議会を取り巻く状況は緊迫した厳しいものがあったと推測します。現在の財政状況や議会活動を考慮すると、現行の特異な歳費の決定方法は見直すべきと考えます。

(3) 算定方式の説明

A. 全国町村議会議長会検討方式

議員と同じ公選職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じることにより、議員歳費を算定する方式

※ 役職別標準率

区分	標準率	計算式
議長	90%	271日 ÷ 301日 = 90.0%
副議長	60%	199日 ÷ 301日 = 66.1%
議員	50%	163日 ÷ 301日 = 54.2%

○活動日数は表3による
○町長の活動日数は301日とした
(365日-祝日17日-年末年始5日-休日102日+休日等の行事出席60日=301日)

B. 類似団体等比較方式

類似団体等の比較により議員歳費を算定する方式

C. 町職員平均給与比較方式（千葉県栄町議会）

執行部の平均給与をスタンダード（標準）とし議員歳費を算定する方式

D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

A方式で算定される歳費総額を三役（町長、副町長、教育長）の総人件費内に抑えて算定する方式

E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を全国町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

(4) 財政状況等の確認

町の決算状況（一般会計）、今後の財政推計及び議会費の一般会計に占める割合を確認しました。次のものを資料として添付（略）しています。

- ① 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
- ② 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
- ③ 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）

(5) 6方式の仮算定歳出額等の比較

(10頁(3)の) A方式～F方式の6つの方式による歳費月額、年間総額、現行総額との比較及び算定の内容は次のとおりです。年間歳費総額は現行の議員数12人の積算としています。なお、6つの方式の具体的に算定したものを資料として添付（略）しています。

(単位：千円)

方式	歳費月額				年間歳費総額	現行歳費総額との比較	方式の説明等
	議長	副議長	委員長	議員			
A. 全国町村議会議長会検討方式	585	390	347	325	78,640	+47,461 (2.52倍)	○町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じて算定 (町長の年間職務遂行日数301日)
B. 類似団体等比較方式	263	210	191	176	41,915	+10,736 (1.34倍)	○人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の平均月額(H21.7.1 現在の実態調査)
C. 町職員平均給与平均比較方式	423	329	300	279	66,220	+35,041 (2.12倍)	○町職員(一般行政職)の56歳から59歳までの11人の平均給料を議長の標準歳費額とし、これから現行の議長歳費月額に対する副議長、委員長、議員の差を減じる (H22 年度給与実態調査)
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	315	210	187	175	42,435	+11,256 (1.36倍)	○A方式に、全議員人件費総額が三役人件費総額を超えることのないよう調整率(0.54)を歳費月額に乗じて算定 (三役総額42,511千円÷A総額78,640千円=0.54)
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	247	195	175	162	38,665	+7,486 (1.24倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1 現在の実態調査)

F. 全国町村議会 議長方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	266	214	201	195	45,169	+13,990 (1.45倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全国251町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1 現在の実態調査)
■現行	198	155	141	131	31,179	—	12人分を議員10人で賄う
■元に戻す					37,078		元に戻し、12人分を12人で賄う

(6) 5つの原則

議員歳費を算定する方式を検討する際に考慮すべき原則を整理し、6方式に「現行」と「元に戻す」を加えた8方式がこれらの原則に即しているか検討しました。

原則が歳費の引き上げに、プラスに作用するもの、マイナスに作用するもの、どちらにも作用しないものに区分しました。

- 議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる【プラス】
- 極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける【マイナス】
- 基準と数字を示して説明できる方式をめざす【中立】
- 財政状況に配慮する【マイナス】
- 議会活動の活性化をさらにめざす【プラス】

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数	歳費 抑制	基準 数字	財政 配慮	議会 活動
A. 全国町村議会 議長方式	78,640	現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.85倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
B. 類似団体等比較 方式	41,915	現行と比較すると1.34倍となる。議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすい。	×	○	×	○	×
C. 町職員平均給与 平均比較方式	66,220	現行と比較すると2.12倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.56倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	×	×「
D. 全国町村議 会議長方式に 全議員と三役人 件費比較率を加 味	42,435	現行と比較すると1.36倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費175千円を比較すると0.99倍となる。2元代表制における議員歳費を三役(執行機廻)給料総額内に抑える方式である。	△	○	○	○	△

E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	38,665	現行と比較すると1.24倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費162千円を比較すると0.92倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	○	○	○	×
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	45,169	現行と比較すると1.45倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費195千円を比較すると1.11倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	○	×
■現行の歳費	31,179	12人分を議員人で賄う	×	○	×	○	×
■元に戻す	37,078	元に戻し、12人分を12人で賄う	×	○	×	○	×

(7) 算定方式の絞りこみ等

(6)の原則に即しているもの上位3方式(A、D、E)に絞り、それぞれの課題・問題点を確認しながら対応について整理しました。

■ A. 全国町村議会議長会検討方式

〔課題・問題点〕

- ① 管内、全道と比べ非常に高い歳費月額となる
※議員の例では、全道平均258,776円の1.26倍
- ② 町長給料の変動に大きく左右される
- ③ 町長と議員の責任度合いを同様に考えて良いか
- ④ 議員と議長の歳費月額に大きな差が生じる

〔対応と整理〕

□ 課題①②③

ア. 議員活動日数の再整理

確認した議員の活動日数は、表に現れる活動68日、表に現れない活動95日、計163日を標準とする考えです。議論では、一般質問への取り組みや本会議に付随した活動の実態等が各議員によってばらつきがあるのではないかと指摘もありました。H21年度の議会評価を見ると、35項目のうち「△一部水準に達していない」が7項目ありました。この結果は、表に現れない本会議や委員会に付随する活動等が充分でないことも要因にあると考えられます。このため、表に現れない活動日数95日については、1/2を減じて48日を標準とすべき日数とし、表に現れる68日を加えた116日を標準活動日数とする再整理です。これにより、町政の代表者である町長の責任と、町民の代表機関である議会(議員)の責任の重さ(程度)のバランスを考慮しました。

イ. 基準となる給料の再整理

町長の給料から三役の平均給料に基準を変えることで大きな変動を極力避けることができると考えます。

□ 課題④

ほぼ常勤に近い議長は高い歳費額となります。議員を1とした場合の役職別の全道の類似団体(C区分)の比率により、議長、副議長、委員長の歳費月額を算定する再整理です。

※ 北海道町村議会実態調査の役職別比率（平成21年7月1日現在）

議員1.0 → 委員長1.08 → 副議長1.19 → 議長1.49

■ D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 副町長を置かない場合は歳費月額に大きく影響する
- ② 三役と議会の役割の比較を説明できるか
- ③ 議員定数が少なくなると歳費月額は高くなる

〔対応と整理〕

□ 課題①③

現状からすると、副町長を「置かない」とする想定は難しいと考えます。当該方式はA方式で求めた歳費額の総額を三役人件費総額内に収まるよう調整するものです。仮に副町長を置かない場合の歳費額は当然大幅に少なくなります。逆に議員定数を少なくすると高くなります。特別職や議員数の増減が歳費月額に大きく影響する方式であることから、課題解決はできないと考えます。

□ 課題②

二元代表制における議会と執行機関（三役）の対等関係を、議員歳費の総額と三役人件費の総額の比較で説明することは難しいと考えられます。

■ E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 全道議員の長給料に対する平均割合を活動日数（比率）に置き換えることが説明できるか

〔対応と整理〕

□ 課題①

町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を、北海道町村議会実態調査による議員の長給料に対する平均割合に置き換える方式です。当該実態調査には、議員報酬の決定方法（根拠、方式）の調査項目はありません。相違する尺度に置き換えることの説明は難しいと考えます。

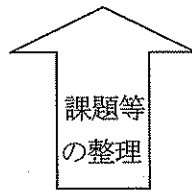
○まとめ

3案の課題・問題点を整理した結果、「A. 全国町村議会議長会検討方式」を再整理し、福島町議会の標準とすべき歳費月額を算定することが適当であると整理しました。

(7) A. 全国町村議会議長会検討方式」の再整理

再整理した方式による歳費月額等は次のとおりとなります。なお、次に掲げる表はA方式との比較を参考に記載しています。

区分	歳費 (年間)	説明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
■福島町方式	41,233 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると1.33倍となる。A方式の4つの課題・問題点を再整理した方式である。	○	○	○	△	○
○歳費月額 議長259,000円(1人) 副議長207,000円(1人) 委員長187,000円(3人) 議員174,000円(7人)		○算定基準 1.標準率 議員30%(116日÷町長301日) 2.基準とする給料月額 580,000円(三役平均) 3.役職調整 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整 委員長1.08 副議長1.19 議長1.49	補足説明 (a)議員の活動日数が100%反映 (b)高くなる歳費月額を抑制できる (c)方式・数字を説明できる (d)極力負担を抑えている (e)活動内容が充分加味される				
備考		①標準率はP7「表3 標準とすべき議会活動日数」を調整した日数 ②平均給料58万円(町長65万円、副町長57万円、教育長53万円の平均) ③ 職調整は町村議会実態調査(北海道集計)による議員報酬額を「1」とした場合の、委員長、副議長、議長の報酬額の比率					



区分	歳費 (年間)	説明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
A. 全国町村議会議 長会検討方式	78,640 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると2.52倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
○歳費月額 議長 585,000円 副議長 390,000円 委員長 347,000円 議員 325,000円		算定基準 1.標準率 議員50%(163日÷町長301日) 副議長60%(199日÷町長301日) 議長90%(271日÷町長301日) 2.基準とする給料月額 650,000円(町長給料)	補足説明 (a)議員の活動日数が100%反映 (b)高くなる歳費月額を抑制できる (c)方式・数字を説明できる (d)極力負担を抑えている (e)活動内容が充分加味される				
備考		① 標準は(P7)「表3 標準とすべき議会活動日数」を調整した日数					

◎調査検討の結果

福島町議会の標準とすべき議員の歳費月額を算定する方式は、全国町村議会議長会検討方式を改良した方式(以下「福島町方式」という)が最も適当と考えます。

この福島町方式は、検討にあたり整理した5つの原則に合致するよう、課題・問題点に即してA方式を改良したものです。特に諮問会議で重要視したのは、①議会活動日数を反映したものとすることと、②基準と数字を示して説明できるものとすることの2点です。議員の議会活動日数を歳費に反映させること、そして根拠となる数字を町民に説明することが重要であると考えました。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はありません。そうした中で、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、それだけに判断がきわめて難しい点がありました。当該方式は、福島町議会の活動状況と議会基本条例における「議員歳費」の位置付けからも、また今後とも持続的に活用できる方式という点からも理想的なものと考えています。

1. 算定方式名

福島町方式

2. 算定基準

- ① 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（301日）の比率30%とします。
- ② 基準とする給料月額は、三役平均給料月額の580,000円とします。
- ③ 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。
委員長1.08 副議長1.19 議長1.49

3. 標準とすべき歳費月額

議員 174,000円
委員長 187,000円
副議長 207,000円
議長 259,000円

※参考（福島町方式による年間歳費総額）

- 定数12人の場合 41,323千円
- 定数10人の場合 34,867千円

